

渋谷区恵比寿西二丁目地域包括支援センター  
指定介護予防支援・第1号予防支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団が渋谷区より受託し運営する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う、指定介護予防支援または第1号介護予防支援の事業（以下「介護予防支援等」という。）の適正な運営を確保するため、職員体制及び管理運営に関する事項を定め、高齢者が要援護状態等になった場合において、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の管理者及び従事職員（以下「従事職員等」という。）は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。

- 2 介護予防支援等の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立な立場でサービスを調整する。
- 3 介護予防支援等の実施にあたっては、渋谷区（以下「区」という。）及び地域の保健・医療、福祉サービス機関並びに地域の福祉活動等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 介護予防支援等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 渋谷区恵比寿西二丁目地域包括支援センター
- (2) 所在地 渋谷区恵比寿西二丁目13番5号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所に従事する職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護予防支援等の提供に当たるものとする。なお、管理者は次号に定める従事職員と兼務することができる。

- (2) 従事職員

従事職員は、介護予防支援等の提供にあたる。

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| ア 保健師又は地域ケア、地域保健等の経験を有する看護師 | 1人以上（常勤職員） |
| イ 社会福祉士                     | 1人以上（常勤職員） |
| ウ 主任介護支援専門員                 | 1人以上（常勤職員） |
| エ その他必要な職員を配置することができる。      |            |

(介護予防支援等の実施日及び実施時間)

第5条 事業の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。

(1) 実施日 月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日にに関する法律に規定する休日（敬老の日を除く。）及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 実施時間 午前9時から午後7時までとする。

ただし、夜間等の緊急の相談等に備えるため、24時間対応の体制をとるものとする。

（介護予防支援等の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 介護予防支援等の提供方法、内容は次のとおりとする。

(1) 従事職員等は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアプラン」という。）を作成する。

介護予防支援等の提供にあたっては、事業所の介護予防支援等の実施地域における、指定介護予防サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供し、利用者にサービスの選択を求め、介護予防ケアプラン及び介護予防サービス事業者に関し、利用申込者の同意を得た上で介護予防サービス事業者等との連絡調整を行う。

利用者は、介護予防サービス事業者等の選定にあたり、複数の介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができる。また、当該介護予防サービス事業者等を介護予防ケアプランに位置づけた理由の説明を求めることができる。

(2) 従事職員等は、介護予防ケアプラン作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行い、介護予防ケアプラン等の実施状況を把握するとともに、利用者の居宅をおおむね、3か月に1回程度（利用者の状態の変化が著しい場合は除く。）訪問し、心身状況の経過を観察するなど課題の把握に努め、介護予防ケアプランの変更、指定介護予防サービス事業者との連絡調整及びその他の便宜等の提供を行う。

(3) 利用者等より介護保険施設等からの退院又は退所の依頼があった場合は、居宅における生活等へ円滑に移行できるように、あらかじめ、介護予防ケアプランの作成等の援助を行うものとする。

(4) 従事職員等は、介護予防支援等の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい説明を行うとともに、相談にも応じるものとする。

(5) 従事職員等は、必要に応じ当該事業所においてサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めるものとする。

(6) 従事職員等は、利用者が医療機関等に入院した際、従事職員等の氏名・連絡先を入院先医療機関に提供してもらうよう利用者に依頼する。

(7) 利用者が医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリ等）の利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める。またこの場合、主治の医師等に介護予防ケアプランを交付する。

(8) 従事職員等は、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔機能や服薬状況、従事職員等がモニタリング等の際に把握した利用者の状態等について、利用者の同意を得て従事職員等から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行なう。

(9) 事業者は、障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービス等を利用する場合等にお

いて、従事職員等が障害福祉制度の相談支援専門員との連携を促進するため、特定相談支援事業者と連携を図る。

- 2 介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援等が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。
- 3 事業者は、渋谷区域外の病院等の施設に訪問して介護予防支援等の提供を行う場合は、それに要した交通費の実費を利用者から受けとることができる。

#### (介護予防支援等の実施地域)

第7条 事業の実施地域は、原則として渋谷区内の次の地域とする。

猿楽町、鶯谷町、鉢山町、代官山町、恵比寿西1・2丁目、恵比寿南1～3丁目、桜丘町、南平台町とする。

#### (虐待の防止)

第8条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (その他の運営についての留意事項)

第10条 事業者は、従事職員等の資質の向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。

- 2 事業者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏洩してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- 3 事業者は、自ら提供した介護予防支援等又は、自ら介護予防ケアプランに位置づけた介護予防支援等に対する利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(協議)

第11条 この規程に定めのあるほか、介護予防支援等の運営に関する重要事項は、区と事業者との協議を行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。